

○鎌倉市緑政審議会部会の公開等に関する取扱規定

「鎌倉市緑政審議会会議の公開等に関する取扱要領」（平成11年6月10日施行）8の規定に基づき、以下の規定を定める。

1 部会の公開

鎌倉市緑政審議会（以下「審議会」という。）の部会は公開しないこととします。

ただし、情報公開の立場から、資料及び議事録については、原則公開とすることとします。

2 部会資料の取扱い

部会資料は、別に定めのある場合及び審議会が支障があると認める場合を除き、公開します。

3 議事録の作成及び公開

事務局は、会議の議事録を作成し、公開するものとします。この場合に、議事録は部会の要旨を記載したものとし、出席委員の確認を受けるものとします。

4 施行

この取扱規定は、平成11年6月10日から施行します。